

「通訳案内士登録情報検索サービス」における登録番号について

通訳案内士法の改正（H30.1.4）により、都道府県に登録を受けた全国通訳案内士は通訳案内研修（登録研修機関研修）の受講が義務づけられました。（通訳案内士法第30条）

全国通訳案内士の方が通訳案内研修の受講を申込み際「通訳案内士登録情報検索サービス」における登録番号が必要です。

▶複数言語の資格を保有している場合、言語毎の当該番号が必要となります。

通訳案内研修申し込みの際に必要な「通訳案内士登録情報検索サービス」における全国通訳案内士の登録番号は、10桁（3桁自治体コード+7桁のご自身の全国通訳案内士登録証の番号）です。

- ▶全国通訳案内士として都道府県に登録を受けている方は、当該サービス理由の有無にかかわらず、必ず番号が付番されています。
- ▶通訳案内業免許証、通訳案内士登録証をお持ちで、全国通訳案内士登録証への切り替えをされていない方でも、全国通訳案内士登録証の番号は都道府県により付番されており、通訳案内研修受講申込の際に必要なものとなっております。自身の番号が不明の場合は各都道府県へお問い合わせください。

10桁の番号を申請しない場合、研修を修了しても観光庁及び都道府県でその履歴が確認できない場合がございます。

【参考】「通訳案内士登録情報検索サービス」における登録番号(10桁)について

通訳案内研修受講において必要な番号 (10桁)



全国通訳案内士の自治体コード（3桁）

コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称
101	北海道	111	埼玉県	121	岐阜県	139	高知県
102	青森県	112	千葉県	122	静岡県	140	福岡県
103	岩手県	113	東京都	123	愛知県	141	佐賀県
104	宮城県	114	神奈川県	124	三重県	142	長崎県
105	秋田県	115	新潟県	132	島根県	143	熊本県
106	山形県	116	富山県	133	岡山県	144	大分県
107	福島県	117	石川県	134	広島県	145	宮崎県
108	茨城県	118	福井県	135	山口県	146	鹿児島県
109	栃木県	119	山梨県	137	香川県	147	沖縄県
110	群馬県	120	長野県	138	愛媛県	148※	関西広域連合

※通訳案内士登録証が「関西広域連合長」ではなく、京都府知事等、知事名での発行となっている場合、自治体コードは148ではなく、下記となります。

コード	名称	コード	名称
125	滋賀県	129	奈良県
126	京都府	130	和歌山県
127	大阪府	131	鳥取県
128	兵庫県	136	徳島県